

平成 23 年度第 3 回

八戸市健康福祉審議会 介護・高齢福祉部会

日 時 平成 23 年 10 月 19 日（水） 午後 1 時

場 所 八戸市庁 別館 2 階 会議室 C

次 第

1. 開会

2. 議事

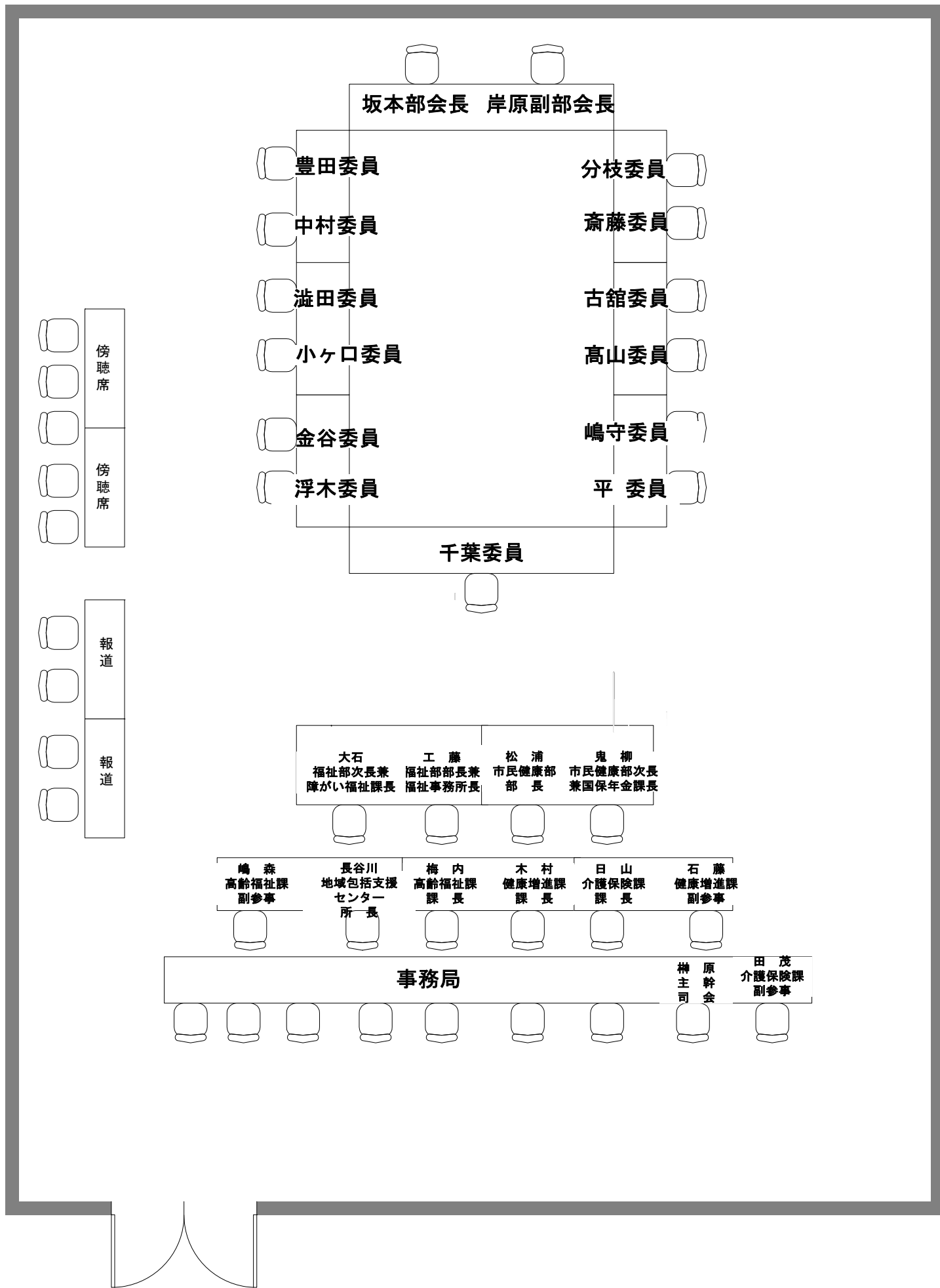
- (1) 第 5 期計画の日常生活圏域の設定について
- (2) 第 5 期計画のサービス基盤整備の方針について

3. 閉会

平成23年度第3回

八戸市健康福祉審議会 介護・高齢福祉部会 席図

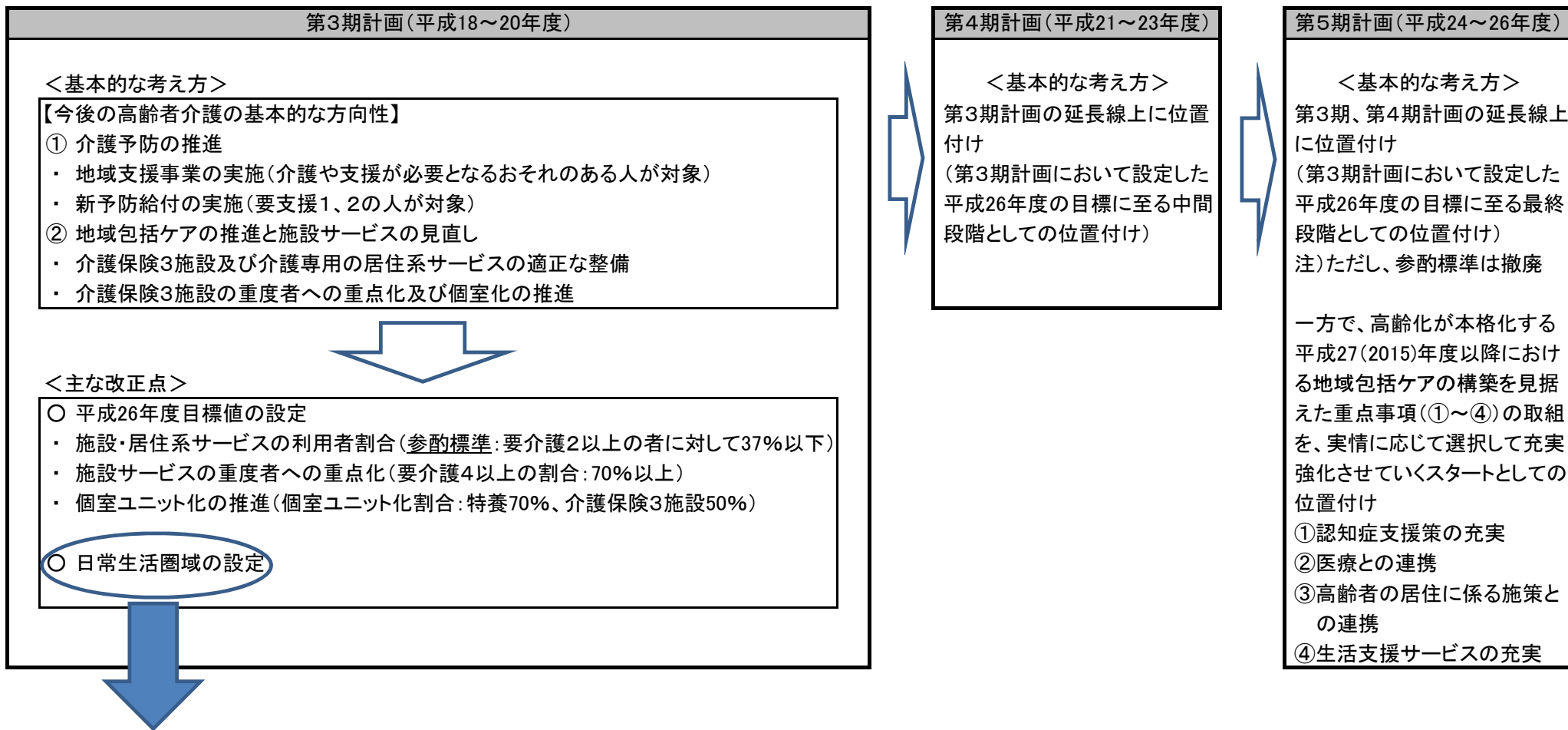
八戸市庁 別館2階 会議室C 平成23年10月19日(水) 13時00分～



(1)

第5期計画の日常生活圏域の設定について

1 国の基本指針



第3期以降の市町村介護保険事業計画では、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるように、その市町村をいくつかの日常生活圏域に区分し、その圏域ごとに各サービス見込量を定めるとともに、地域密着型サービス(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)の必要利用定員総数を設定する。

日常生活圏域は、住民が日常生活を営んでいる地域として、市町村が地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案して設定する。

2 当市の日常生活圏域の設定

第3期計画(平成18～20年度)

- 地域包括ケアを支える中核機関である地域包括支援センターについて「人口2～3万人に1箇所」という目安が国から示されたことから、高齢者人口の均等性を重視して、10圏域に設定した。
- 地域包括支援センターを補完する在宅介護支援センターを各圏域に1箇所ずつ配置した。
- 在宅介護支援センターの業務量を専従職員1人分と想定していたが、ヒアリング調査の結果、1.2人分に相当すると判断し、平成20年度に委託料を増額して対応した。

(サービス基盤整備の計画について)

- 参酌標準を遵守することを前提とし、各居宅サービス、地域密着型サービスについても、給付と保険料負担のバランスの取れた整備を行うことを基本方針とする。
 - ・ 既存の介護老人福祉施設のユニット化に伴う地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の新設〔2箇所程度〕
 - ・ 既存の通所介護、通所リハビリテーションの定員のシフトによる小規模多機能型居宅介護の新設〔4箇所程度〕又は認知症対応型通所介護の新設〔10箇所程度〕
 - ・ 夜間対応型訪問介護の新設〔1箇所程度〕
 - ・ 小規模多機能型居宅介護の新設〔6箇所程度〕

第4期計画(平成21～23年度)

- 高齢者人口の均等性にはこだわらず、在宅介護支援センターが活動しやすいように(できるだけ在宅介護支援センターの所在地区を担当するように)見直し、12圏域に設定した。(南郷区を1圏域、旧市内を11圏域に見直し)
- 地域包括支援センターを補完する在宅介護支援センターを各圏域に1箇所ずつ配置した。

(サービス基盤整備の計画について)

- 第3期と同様、参酌標準を遵守するとともに、整備済サービスの供給量、給付費と保険料負担のバランスを勘案し、既に充実しているサービスの整備は見込まず、不足しているサービスの整備を見込むことを基本方針とする。
 - ・ 介護老人福祉施設の増床〔60床〕
 - ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の新設〔1箇所〕及びこれに併設する短期入所生活介護の新設〔10床〕
 - ・ 小規模多機能型居宅介護の新設〔4箇所〕

第5期計画(平成24～26年度)

(案)

- 各圏域に配置された在宅介護支援センターは、地域との密接な連携体制を構築して活動しており、第4期で得た地域の信頼を継続していくために、第5期においても12圏域は同じとしたい。
- 地域包括支援センターを補完するために在宅介護支援センターのスキルアップを継続して図ってきている。新たな在宅介護支援センターを増設するより、現在設置されている在宅介護支援センターを更に充実させていきたい。

(サービス基盤整備の計画について)

小規模多機能型居宅介護を未整備圏域に整備してはどうかとの委員の意見あり

第3期計画(平成18～20年度)			第4期計画(平成21～23年度)			(案) 第5期計画(平成24～26年度)					
圏域	高齢者人口(人)	担当在宅介護支援センター	圏域	高齢者人口(人)	担当在宅介護支援センター	圏域	高齢者人口(人)	担当在宅介護支援センター			
1 北地区 (市川・根岸・下長一部)	4,469	寿楽荘	1 市川・根岸	4,117	寿楽荘	1 市川・根岸	4,437	寿楽荘			
2 南地区 (是川・長者一部・南郷区)	4,533	修光園	2 下長・上長	4,827	はくじゅ	2 下長・上長	5,216	はくじゅ			
3 西地区 (田面木・館・上長・豊崎)	4,823	南山苑	3 田面木・館・豊崎	3,200	南山苑	3 田面木・館・豊崎	3,411	南山苑			
4 東1地区 (吹上・中居林・大館一部)	4,966	アクティブ24	4 長者・白山台	4,048	ちょうじゃの森	4 長者・白山台	4,369	ちょうじゃの森			
5 東2地区 (大館一部・東・湊一部)	4,951	福寿草	5 三八城・根城	5,218	みやぎ	5 三八城・根城	5,523	みやぎ			
6 中央1地区 (三八城・江陽・下長一部)	4,896	みやぎ	6 小中野・江陽	3,833	アクティブ24	6 小中野・江陽	3,822	アクティブ24			
7 中央2地区 (長者一部・根城・白山台)	4,621	ちょうじゃの森	7 柏崎・吹上	4,862	医師会	7 柏崎・吹上	5,117	医師会			
8 中央3地区 (柏崎・小中野)	4,371	医師会	8 是川・中居林	2,719	修光園	8 是川・中居林	2,941	修光園			
9 浜1地区 (白銀・湊一部)	4,925	グリーンハイツ	9 大館・東	6,331	福寿草	9 大館・東	6,871	福寿草			
10 浜2地区 (鮫・南浜・白銀南)	4,945	はくじゅ	10 白銀・湊	6,310	グリーンハイツ	10 白銀・湊	6,449	グリーンハイツ			
			11 白銀南・鮫・南浜	5,470	瑞光園	11 白銀南・鮫・南浜	5,720	瑞光園			
			12 南郷区	1,854	なんろく	12 南郷区	1,867	なんろく			
計	10圏域	47,500	10箇所	計	12圏域	52,789	12箇所	計	12圏域	55,743	12箇所

高齢者人口は平成17年9月末現在。

高齢者人口は平成20年10月末現在。

高齢者人口は平成23年10月1日現在。

(2)

第5期計画のサービス基盤整備の方針について

サービス種類ごとの事業所数、入所定員数

定員総数 数設定 義務		事業所 数、入所 定員数	20年度末	21年度末	22年度末	23年度末見込	20年度末～ 23年度末増 減見込	第4期期間中のサービス 基盤整備方針
	訪問介護	事業 所数	42	45	47	47	5	
	訪問入浴介護		6	6	6	6	0	
	訪問看護		43	47	46	46	3	
	訪問リハビリテーション		22	22	25	25	3	
	居宅療養管理指導		174	174	173	173	△1	
	通所介護		39	39	40	40	1	
	通所リハビリテーション		15	14	14	14	△1	
	福祉用具貸与		19	18	19	19	0	
	介護予防支援・居宅介護支援		57	55	60	60	3	
	夜間対応型訪問介護		0	0	0	0	0	
	認知症対応型通所介護		6	6	6	6	0	
	小規模多機能型居宅介護		4	6	6	10	6	4事業所増
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護							
	複合型サービス							
県	特定施設入居者生活介護		入 所 定 員 数	129	129	129	129	0
	市	認知症対応型共同生活介護		437	437	437	437	0
県・市	地域密着型特定施設入居者生活介護	0		17	17	17	17	
県・市	地域密着型介護老人福祉施設	29		29	29	58	29	1事業所(29床)増
県	介護老人福祉施設(特養)	523		523	523	594	71	4事業所(71床)増 ※1
	短期入所生活介護	158		158	158	168	10	3事業所(30床)増 ※2
県	介護老人保健施設	730		730	730	730	0	
県	介護療養型医療施設	237		237	237	237	0	
	短期入所療養介護	907		907	907	907	0	

※1 広域市町村圏事務組合で管理していた特別養護老人ホーム「やくら荘」の民間移譲に伴い、16床の増床要望があり、計画上で見込んでいた60床から他の特別養護老人ホーム(瑞光園・光葉園・えんぶり物語)の増床分55床を差し引いた5床及び国の経済危機対策による緊急整備分11床分を認めたもの。

※2 当初計画の10床整備に加え、平成22年度の県の整備方針により、特養を改築する場合の短期入所生活介護の増床が認められることとなり、4期計画に見込んでいなかったやくら荘と瑞光園それぞれ10床ずつの整備について認めたもの。

○第5期計画策定にあたって定めるべき事項

- ・県 介護専用型特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数、介護保険施設の種類ごとの必要入所定員総数その他の介護給付等対象サービスの量の見込み
- ・市 ①認知症対応型共同生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み ②各年度における地域支援事業の量の見込み

○特別養護老人ホーム入所待機者(平成23年2月1日時点) 150名(うち第4期計画期間中に100床増床予定)

○サービス基盤整備に関する委員の意見

- ・54床以下の特別養護老人ホームの増床について、第5期計画策定の際に検討する。(平成21年7月7日 第3回介護・高齢福祉部会)
- ・小規模多機能型居宅介護を未整備圏域に整備してはどうか。(平成23年9月28日 第2回地域密着型サービス運営委員会)

高齢者一人あたりの給付費

八戸市の高齢者 一人あたりの給付 費(平成23年3月 分):単位(円)	青森県平均 に対する割合	全国平均に 対する割合
2,440	0.83	1.26
168	0.97	1.17
563	1.26	1.43
54	2.08	0.74
51	0.81	0.43
2,938	0.94	0.96
1,770	1.27	1.60
535	1.05	0.99
1,377	1.01	1.30
0	0.00	0.00
212	1.23	1.07
394	1.89	1.34
394	2.01	0.45
2,059	0.64	1.60
62	6.20	2.82
151	0.88	1.68
2,365	0.65	0.63
689	0.71	0.81
3,125	0.83	1.04
1,327	1.27	1.30
129	0.90	0.93

介護保険に関するアンケート調査結果（サービス基盤整備・介護保険料に関する主なもの）

問	回答内容	回答結果					
		一般用 〔要介護認定を受けていない〕 第1号被保険者			受給者用 〔居宅サービスを受けている〕 第1号被保険者		
		回答数	割合	対前回	回答数	割合	対前回
1 現在の暮らしの状況を経済的にみてどう感じていますか。〔単数回答〕	苦しい	224人	26.6%		335人	28.4%	
	やや苦しい	339人	40.2%		495人	41.9%	
	ややゆとりがある	216人	25.6%		274人	23.2%	
	ゆとりがある	23人	2.7%		34人	2.9%	
	不明	41人	4.9%		43人	3.6%	
	計	843人	100.0%		1,181人	100.0%	
2 今後、どこで生活することを希望しますか。〔単数回答〕	現在の住居に住み続けたい	644人	76.4%	37.6 P	807人	68.3%	▲ 0.2 P
	現在別居中の家族(子どもなど)の住居で同居したい	22人	2.6%	▲ 0.2 P	18人	1.5%	▲ 0.9 P
	現在の住み慣れた地域に住み続けたい	33人	3.9%	▲ 3.0 P	64人	5.4%	0.1 P
	特別養護老人ホームなどの介護保険適用の施設に入所したい	22人	2.6%	▲ 19.0 P	116人	9.8%	▲ 0.4 P
	高齢者専用の有料老人ホームなどに入居したい	10人	1.2%	▲ 4.4 P	33人	2.8%	0.9 P
	わからない	53人	6.3%	▲ 4.4 P	73人	6.2%	2.2 P
	その他	15人	1.8%	1.0 P	23人	1.9%	0.5 P
	不明	44人	5.2%	▲ 7.5 P	47人	4.0%	▲ 2.3 P
計	843人	100.0%		1,181人	100.0%		
3 八戸市の平成21年度から平成23年度までの介護保険料基準額は月額4,800円(青森県平均は4,999円)ですが、月額いくらが適当だと思いますか。〔単数回答〕	4,800円未満	595人	70.6%		699人	59.2%	
	4,800円	124人	14.7%		251人	21.3%	
	4,801円～4,999円	34人	4.0%		70人	5.9%	
	5,000円～5,199円	24人	2.8%		37人	3.1%	
	5,200円以上	5人	0.6%		36人	3.0%	
	不明	61人	7.2%		88人	7.5%	
計	843人	100.0%		1,181人	100.0%		
4 あなたの介護保険料の金額についてどのように思いますか。〔単数回答〕	高い	428人	50.8%	▲ 1.6 P	320人	27.1%	▲ 5.8 P
	やや高い	181人	21.5%	1.8 P	279人	23.6%	1.4 P
	適当である	89人	10.6%	▲ 0.5 P	319人	27.0%	6.2 P
	やや安い	1人	0.1%	▲ 0.7 P	3人	0.3%	▲ 0.7 P
	安い	3人	0.4%	0.3 P	9人	0.8%	▲ 0.2 P
	わからない	109人	12.9%	0.9 P	199人	16.9%	0.8 P
	不明	32人	3.8%	▲ 0.2 P	52人	4.4%	▲ 1.6 P
計	843人	100.0%		1,181人	100.0%		

注) 最も多い回答内容に網かけ。

問	回答内容	回答結果						
		一般用 〔要介護認定を受けていない 第1号被保険者〕			受給者用 〔居宅サービスを受けている 第1号被保険者〕			
		回答数	割合	対前回	回答数	割合	対前回	
5	介護保険料率の設定についてどのように思いますか。 〔単数回答〕	低所得者の保険料負担に配慮するため、高所得者の負担が増えるのはやむを得ない	318人	37.7%	▲ 2.7 P	453人	38.4%	0.3 P
		低所得者の保険料負担に配慮するため、高所得者の負担が増えるのは好ましくない	111人	13.2%	▲ 4.3 P	144人	12.2%	▲ 2.7 P
		どちらともいえない	357人	42.3%	4.9 P	518人	43.9%	4.5 P
		不明	57人	6.8%	2.1 P	66人	5.6%	▲ 2.0 P
		計	843人	100.0%		1,181人	100.0%	
6	介護保険サービスに要する費用の約5分の1が、65歳以上の方に納めていただく介護保険料で賄われています。介護保険サービス量(施設整備など)と介護保険料との関係についてどのように思いますか。〔単数回答〕	介護保険サービス量(施設整備など)、介護保険料ともに、現在と同程度でよい	378人	44.8%	4.9 P	628人	53.2%	1.6 P
		介護保険サービス量(施設整備など)を増やさず、介護保険料を抑えた方がよい	242人	28.7%	▲ 11.0 P	282人	23.9%	▲ 4.0 P
		介護保険サービス量(施設整備など)を充実させるために、介護保険料が高くなってもやむを得ない	97人	11.5%	3.2 P	132人	11.2%	6.0 P
		不明	126人	14.9%	2.8 P	139人	11.8%	▲ 3.6 P
		計	843人	100.0%		1,181人	100.0%	
7	介護保険制度の今後の施策についてどのようなことが必要とありますか。〔複数回答(3つまで)〕	公正・公平な要介護度の認定	429人	50.9%	6.1 P	395人	33.4%	▲ 3.2 P
		訪問介護や訪問看護などの訪問サービスの充実	213人	25.3%	4.3 P	154人	13.0%	2.5 P
		通所介護(デイサービス)や通所リハビリ(デイケア)などの通所サービスの充実	123人	14.6%	2.9 P	378人	32.0%	5.6 P
		短期入所(ショートステイ)の充実	80人	9.5%	3.0 P	208人	17.6%	4.6 P
		認知症対応型共同生活介護(グループホーム)や小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスの充実	79人	9.4%	0.1 P	165人	14.0%	6.2 P
		特別養護老人ホームなどの介護保険が適用となる入所施設の増設	300人	35.6%	7.4 P	527人	44.6%	16.0 P
		高齢者専用の有料老人ホームなどの増設	75人	8.9%	0.8 P	109人	9.2%	3.1 P
		ケアマネジャーの質の向上	44人	5.2%	▲ 1.8 P	75人	6.4%	1.2 P
		サービス事業者の質の向上	73人	8.7%	▲ 4.6 P	116人	9.8%	▲ 2.4 P
		介護保険制度やサービスについての広報	61人	7.2%	▲ 3.3 P	91人	7.7%	▲ 0.2 P
		介護保険料の負担軽減	250人	29.7%	▲ 7.6 P	407人	34.5%	▲ 2.2 P
		サービス利用料の負担軽減	139人	16.5%	▲ 5.0 P	275人	23.3%	0.4 P
		介護が必要とならないための予防施策	215人	25.5%	▲ 5.0 P	181人	15.3%	▲ 1.9 P
		その他	16人	1.9%	0.8 P	17人	1.4%	0.0 P
計	2,097人			3,098人				

注) 最も多い回答に網かけ(問7は上位3つに網かけ)。また、問7の回答割合は回答数(一般用は843人、受給者用は1,181人)を分母にして算出。

(参考)保険給付費と介護保険料の関係について

第4期計画(H21～23年度)

保険料必要額

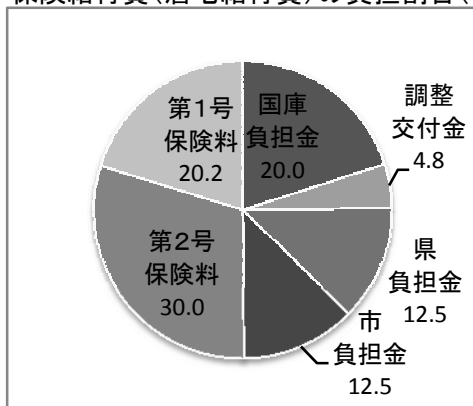
	総額(3年分)	第1号被保険者負担割合	負担金額
保険給付費 A	47,270,545 千円	20.2 %	9,548,650 千円
地域支援事業費 B	780,000 千円	20.0 %	156,000 千円
介護従事者処遇改善臨時特例交付金 C			▲ 126,479 千円
財政調整基金取崩額 D			▲ 268,753 千円
保険料必要額 E=A+B+C+D			9,309,418 千円

第3期末財政調整基金残高見込 667,000千円

保険料基準月額

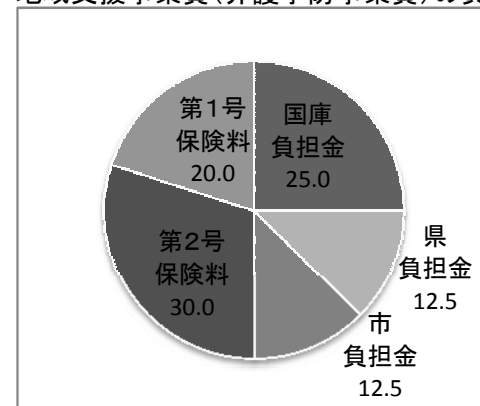
=9,309,418千円÷164,944人(第1号被保険者)÷12ヶ月÷98%(収納率)
=4,800円

保険給付費(居宅給付費)の負担割合(%)



施設等給付費の場合
国庫負担金15.0%、県負担金17.5%

地域支援事業費(介護予防事業費)の負担割合(%)



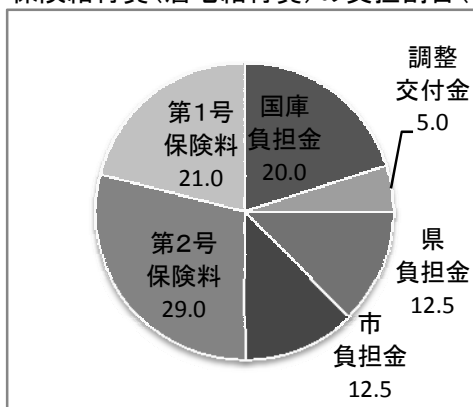
包括的支援事業費等の場合
国庫負担金40.0%、県負担金20.0%、市負担金20.0%、第2号保険料0.0%。

第5期計画(H24～26年度) ※現時点

保険料必要額

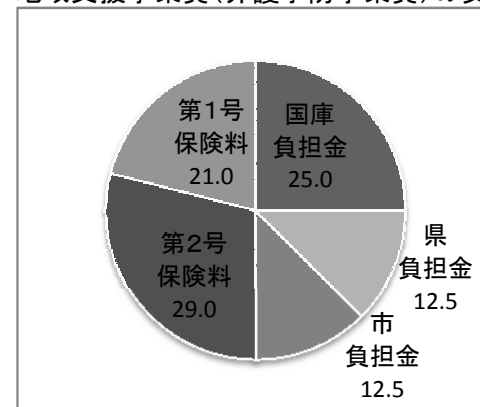
- ①保険給付費及び地域支援事業費に対する第1号被保険者負担割合が、20%から21%に引き上げ(第2号被保険者負担割合が、30%から29%に引き下げ)
- ②第1号被保険者の保険料軽減のための、国の介護従事者処遇改善臨時特例交付金の措置は無し。
- ③第1号被保険者の保険料上昇緩和のための、県設置の財政安定化基金取崩額及びその時期は未定。

保険給付費(居宅給付費)の負担割合(%)



施設等給付費の場合
国庫負担金15.0%、県負担金17.5%

地域支援事業費(介護予防事業費)の負担割合(%)



包括的支援事業費等の場合
国庫負担金40.0%、県負担金20.0%、市負担金20.0%、第2号保険料0.0%。